

# ホライズン・トラストー 南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託

## 運用報告書 (全体版)

作成対象期間  
第 7 期

( 自:2014年4月1日 )  
( 至:2015年3月31日 )

管理会社

UTI インターナショナル(シンガポール)プライベート・リミテッド

## 受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ホライズン・トラストー南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第7期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

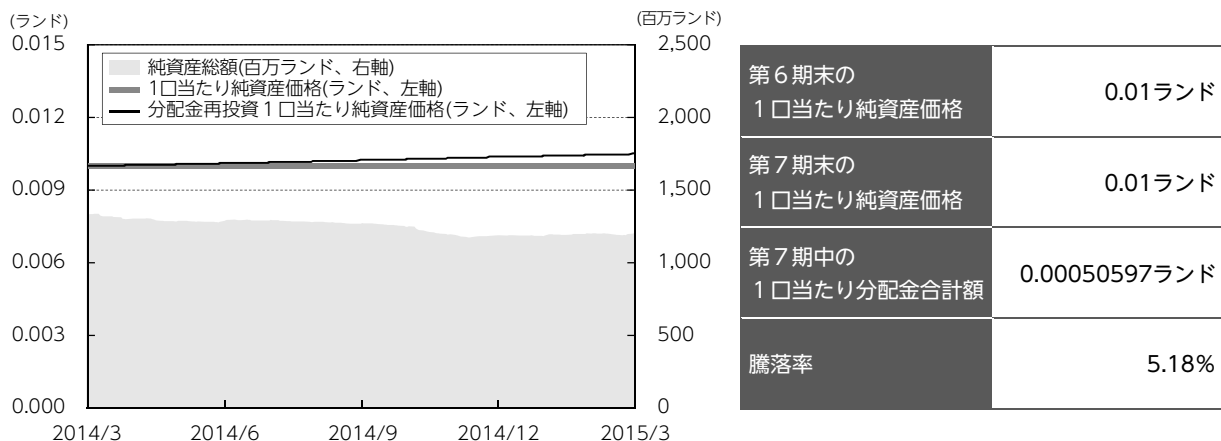
ファンド形態	ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	ファンドは、早期に終了しない限り、2008年10月17日から150年後に終了する予定です。
繰上償還	<p>ファンドは以下の場合に終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(a) ファンドが違法となるか、または受託会社が管理会社と協議の上90日以上前の事前の書面通知をなすところの意見によれば、ファンドを継続することが非現実的であるか、不可能であるか、もしくは得策ではなく、または受益者の利益に反している場合。</li><li>(b) ファンドがそれに従い設立された補遺信託証書の日付から開始する150年の期間の満了時。</li><li>(c) ファンドを終了する旨のファンド決議が可決されたかまたは効力を生じた日。</li><li>(d) ファンドのすべての受益証券が買い戻された日。</li><li>(e) 受託会社および管理会社の絶対的裁量で、ファンドの終了が決議された日。</li><li>(f) 受託会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり管理会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該受託会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。</li><li>(g) 管理会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり受託会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該管理会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。</li></ul> <p>純資産価額が当初募集期間の満了時またはその後のいずれかの時点で300,000,000ランドを下回る場合、管理会社は、その絶対的裁量において、発行済みの受益証券の全部（一部ではありません。）を、評価日（ファンドに関して、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。かかる強制買戻の日付またはその直前の日付に当たります。）に決定される買戻価格に、買戻しのために現金化されるファンドの当該投資対象の関連の評価日における公表された価値とその後それらが実際に現金化された際の実現価値の差額に関する調整額ならびにすべての発行済み受益証券の買戻しおよび関連ある場合はファンドの終了に関するもしくはこれに起因して受託会社が負担し、発生させまたは予期していたすべての税金および料金、費用、その他の経費、偶発債務、請求および要求に関する負債（負債の引当金を含みます。）の調整額を加減した金額で買い戻すことを決定することができます。</p>
運用方針	ファンドは、STeFI（短期固定金利）3か月物短期金融市場指標に準拠する利回り（税および費用込み、1年間で測定されます。）の獲得を目標とします。ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求します。
主要投資対象	ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求します。かかる資産には、銀行引受手形、社債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定金利譲渡性預金、変動金利譲渡性預金、および約束手形を含みますが、これらに限られません。
ファンドの運用方法	管理会社は、ファンドの運用についてインベストック・アセット・マネジメント・ガーンジー・リミテッド（以下「投資運用会社」といいます。）に委任しており、投資運用会社は、ファンドの運用について、さらにインベストック・アセット・マネジメント（プロプライエタリ）リミテッドに委任します。

<p>主な投資制限</p>	<p>ファンドに適用される投資制限のうち、主なものは以下のとおりです。ファンドに適用される投資制限は下記に限定されるものではありませんので、ご注意ください。</p> <p>短期金融市場商品は、フィッチ格付けF2以上、ムーディーズ格付けP2以上、フィッチ長期格付けBBB-以上、または同等の格付けを有するものに制限されます。格付けクラスに対する総エクスポージャーは、以下のポートフォリオ比率に制限されます。</p> <table border="1" data-bbox="411 349 1399 551"> <thead> <tr> <th>短期</th> <th>長期</th> <th>制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)</td> <td>フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)</td> <td>フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>フィッチF2またはムーディーズP2</td> <td>フィッチBBB+からBBB-</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>単一の発行体に対するエクスポージャーもまた、商品の格付け（商品が格付けされない場合は発行体の格付け）に基づき、以下のポートフォリオ比率に制限されます。</p> <table border="1" data-bbox="411 618 1399 819"> <thead> <tr> <th>短期</th> <th>長期</th> <th>制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)</td> <td>フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)</td> <td>フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>フィッチF2またはムーディーズP2</td> <td>フィッチBBB+からBBB-</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 本書作成時点において、上記格付会社が発表する南アフリカの国内格付（またはそれに類似する格付）が使用されております。当該格付は、国際比較を可能とするように意図されたものではありません。また、今後のファンド運用において必要と認められる場合には、予告なく当該格付以外の格付が使用されることがあります。また、管理会社は、ファンドの資産の50%超が日本国金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資されるよう維持しなければなりません。</p>	短期	長期	制限	フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)	フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上	100%	フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)	フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3	40%	フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	10%	短期	長期	制限	フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)	フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上	25%	フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)	フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3	10%	フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	2.5%
短期	長期	制限																							
フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)	フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上	100%																							
フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)	フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3	40%																							
フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	10%																							
短期	長期	制限																							
フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)	フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上	25%																							
フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)	フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3	10%																							
フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	2.5%																							
<p>分配方針</p>	<p>G. A. S. (ケイマン) リミテッド (以下「受託会社」といいます。) は、管理会社の助言に基づき、各取引日<sup>(注)</sup>にファンドに関する分配を宣言することを意図します。分配は、受益証券1口当たり純資産価格が当該取引日に閾値 (受益証券1口当たり0.01ランド) を上回る場合にのみ宣言されます。分配に利用できる金額は、管理事務代行会社が受益証券1口当たり純資産価格を計算することにより各取引日に決定されます。ファンドから分配される受益証券1口当たりの金額は、関連の取引日に受益証券1口当たり純資産価格を閾値に相当する金額まで減額するのに必要な金額とします。分配は、各取引日の最後に終了する関連する市場における営業の終了の直前、または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定する当該日におけるその他の時点で宣言されたとみなされます。</p> <p>分配は、投資者から申込金を受領される日付から毎日発生します。したがって、受益者は、決済日に宣言される分配を受領する権利を有します。分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配 (源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金 (もしあれば) を控除したものは、分配再投資日に決定される受益証券1口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資されます。</p> <p>(注) 「取引日」とは、各営業日および/または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいい、「営業日」とは、ファンドに関して、ニューヨーク、南アフリカ、アイルランド、英国および日本において銀行が営業を行っている日 (土曜日および日曜日を除きます。) および/または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。</p>																								

## I. 運用の経過等

### (1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

#### ■ 1口当たり純資産価格等の推移について



- (注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。  
 (注2) 1口当たり分配金合計額は、税引前の1口当たり分配金の合計額を記載しています。以下同じです。  
 (注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。  
 (注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第6期末(2014年3月末日)の1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。  
 (注5) ファンドにベンチマークは設定されていません。  
 (注6) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入しています。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

#### ■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

当期を通じて、ファンドはSTeFI(短期固定金利)3か月物短期金融市場指標を上回りました。イールド・カーブの中長期のエクスポージャーを削減したに加えて、大幅にスプレッドが拡大した金融機関の変動利付債を組み込んだことが奏功しリターンに貢献しました。

## ■分配金について

当期(2014年4月1日～2015年3月31日)の各月の再投資日に再投資された1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ以下のとおりです。

(金額：ランド)

再投資日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率(注))
2014年4月25日	0.01	0.00003844 (0.38%)
2014年5月29日	0.01	0.00003907 (0.39%)
2014年6月27日	0.01	0.00004116 (0.41%)
2014年7月30日	0.01	0.00004193 (0.42%)
2014年8月28日	0.01	0.00003978 (0.40%)
2014年9月29日	0.01	0.00004501 (0.45%)
2014年10月30日	0.01	0.00004432 (0.44%)
2014年11月26日	0.01	0.00003978 (0.40%)
2014年12月24日	0.01	0.00004515 (0.45%)
2015年1月29日	0.01	0.00004441 (0.44%)
2015年2月26日	0.01	0.00004049 (0.40%)
2015年3月30日	0.01	0.00004643 (0.46%)

(注)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) =  $100 \times a / b$

a = 当該再投資日における1口当たり分配金額

b = 当該再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該再投資日における1口当たり分配金額

## ■投資環境について

金融市場の利回りは当期を通じて上昇し、6か月物譲渡性預金証書の利回りは当期中44bps（1％＝100bps）上昇しました。2014年第3四半期に、2014年の成長見通しが下方修正されたにもかかわらず、南アフリカ準備銀行は7月の金融政策決定会合で金利を25bps引き上げました。アフリカ・バンクが南アフリカ準備銀行の監視下に置かれたことによる影響は深刻で、イールド・スプレッドとバンク・スプレッドが悪化しました。このため、銀行の長期借入利回りは最低値から約60bps拡大し、信用スプレッド全体も概ね拡大しました。

原油価格とコモディティ価格の大幅な下落を受けた予想インフレ率の低下を背景に、2014年第4四半期の期初に多くの金融市場の利回りは上昇しました。インフレ見通しが改善したことから、弊社の予想通り南アフリカ準備銀行は、11月の金融政策決定会合で金利を据え置きました。しかし、ルーブルの急落とロシア政府による予想外の650bpsの利上げの影響が新興市場に波及し、南アフリカ・ランドは一段と下落し、金融市場の利回りは低下し当初の上昇分を相殺したことから、12月の市場は世界的に不安定に推移しました。市場のボラティリティは、2015年第1四半期まで続きました。

## ■ポートフォリオについて

当期を通じて、弊社は、特に市況悪化時を中心に金融市場のイールド・カーブの中長期商品のエクスポージャーを若干積み増しました。さらに、バンク・スプレッドとイールド・スプレッドが一段と拡大したことを受け、中期変動利付銀行債を選好しました。全体として、デュレーションおよび償還期限の両方の観点からディフェンシブなポートフォリオを維持しました。

## ■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況（3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

## ■今後の運用方針

投資運用会社は金融市場商品のバリュエーションについては強気の見方を維持していますが、中国経済の減速や米連邦準備制度理事会の利上げの可能性などグローバル・リスクの台頭を今後も注視していく所存です。従って、ボラティリティは今後さらに高まるとの予想に基づき、投資機会の改善を待つ予定です。また銘柄選択に務めながら、金利感応度を引き下げるチャンスを模索していきます。さらに、投資妙味のあるチャンスが到来すれば、ポートフォリオに変動利付銀行債のエクスポージャーを今後も追加する予定です。

今後も、投資方針にしたがって、ファンドの運用を続けてまいります。

## (2) 費用の明細

項 目	項目の概要	
運用管理費用 (管理報酬等)	純資産総額の年率0.05%	
投資運用会社報酬	純資産総額の年率0.40%	
受託報酬	固定報酬	170,000ランド
	当初口座開設手数料	14,000ランド
	非居住者預金口座開設手数料	14,000ランド
販売報酬	販売会社が申込人を斡旋した受益証券に帰属する純資産総額の当該部分の年率0.40%	
管理事務代行・ 保管報酬	ファンドの純資産総額のうち、次の区分による金額部分に、該当する年率を乗じて得た額の合計額（ただし、70万ランドを最低報酬額とします。）	
	純資産総額	年率
	10億ランド以下の部分	0.10%
	10億ランド超20億ランド以下の部分	0.09%
	20億ランド超の部分	0.08%
代行協会員報酬	純資産総額の年率0.10%	
その他の費用（当期）	0.10%	監査報酬、法律費用、印刷費用およびその他の継続的な報酬・立替費用等

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

## Ⅱ. 直近7期の運用実績

### (1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第7会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	ランド	百万円	ランド	円
第1会計年度末 (2009年3月末日)	180,764,090.00	1,768	0.01	0.0978
第2会計年度末 (2010年3月末日)	598,466,718.00	5,853	0.01	0.0978
第3会計年度末 (2011年3月末日)	1,117,923,334.00	10,933	0.01	0.0978
第4会計年度末 (2012年3月末日)	1,102,164,832.00	10,779	0.01	0.0978
第5会計年度末 (2013年3月末日)	1,230,984,426.00	12,039	0.01	0.0978
第6会計年度末 (2014年3月末日)	1,333,442,661.00	13,041	0.01	0.0978
第7会計年度末 (2015年3月末日)	1,204,828,295.00	11,783	0.01	0.0978
2014年4月末日	1,303,558,597.73	12,749	0.01	0.0978
5月末日	1,288,211,661.71	12,599	0.01	0.0978
6月末日	1,289,070,094.59	12,607	0.01	0.0978
7月末日	1,294,274,723.48	12,658	0.01	0.0978
8月末日	1,282,129,563.37	12,539	0.01	0.0978
9月末日	1,270,590,295.00	12,426	0.01	0.0978
10月末日	1,250,072,892.62	12,226	0.01	0.0978
11月末日	1,195,417,534.75	11,691	0.01	0.0978
12月末日	1,189,034,257.21	11,629	0.01	0.0978
2015年1月末日	1,187,778,617.78	11,616	0.01	0.0978
2月末日	1,201,905,801.89	11,755	0.01	0.0978
3月末日	1,204,828,295.00	11,783	0.01	0.0978

(注1) 会計年度末(3月末日)および半期末(9月末日)の純資産総額は、財務書類上の純資産価額を記載しており、取引目的のために計算された報告純資産価額とは異なることがあります。

(注2) ランドの円換算額は、2015年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ランド=9.78円)によります。以下同じです。



## (2) 分配の推移

分配は、受益証券一口当たり純資産価格が当該取引日に閾値（受益証券一口当たり0.01ランド）を上回る場合にのみ宣言されます。

分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配（源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金（もしあれば）を控除したものは、分配再投資日に決定される受益証券一口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資されます。

下記は2015年3月末日までの1年間における前月最終取引日から各月最終取引日前日（分配再投資日）まで保有した場合に再投資された月次分配金の額（一口当たりの累計額）を表示しました。

最終取引日	一口当たり分配金	
	ランド	円
2014年4月30日	0.00003844	0.0003759432
5月30日	0.00003907	0.0003821046
6月30日	0.00004116	0.0004025448
7月31日	0.00004193	0.0004100754
8月29日	0.00003978	0.0003890484
9月30日	0.00004501	0.0004401978
10月31日	0.00004432	0.0004334496
11月28日	0.00003978	0.0003890484
12月30日	0.00004515	0.0004415670
2015年1月30日	0.00004441	0.0004343298
2月27日	0.00004049	0.0003959922
3月31日	0.00004643	0.0004540854

下記会計年度における上記月次分配金の単純合計は以下のとおりです。

計算期間	一口当たり分配金	
	ランド	円
第1会計年度	0.00023583	0.0023064174
第2会計年度	0.00061275	0.0059926950
第3会計年度	0.00050663	0.0049548414
第4会計年度	0.00043745	0.0042782610
第5会計年度	0.00041634	0.0040718052
第6会計年度	0.00041763	0.0040844214
第7会計年度	0.00050597	0.0049483866

### (3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下の通りです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	24,011,632,360 (24,011,632,360)	5,656,733,579 (5,656,733,579)	18,354,898,781 (18,354,898,781)
第2会計年度	57,839,914,572 (57,839,914,572)	16,087,310,665 (16,087,310,665)	60,107,502,688 (60,107,502,688)
第3会計年度	110,522,875,686 (110,522,875,686)	58,651,406,836 (58,651,406,836)	111,978,971,538 (111,978,971,538)
第4会計年度	27,873,936,510 (27,873,936,510)	29,497,200,812 (29,497,200,812)	110,355,707,236 (110,355,707,236)
第5会計年度	50,481,265,836 (50,481,265,836)	37,659,975,926 (37,659,975,926)	123,176,997,146 (123,176,997,146)
第6会計年度	61,091,613,655 (61,091,613,655)	50,924,460,767 (50,924,460,767)	133,344,150,034 (133,344,150,034)
第7会計年度	29,252,332,114 (29,252,332,114)	42,113,709,851 (42,113,709,851)	120,482,772,297 (120,482,772,297)

(注1) ( )内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含みます。

### (4) 純資産額計算書

(2015年3月末日現在)

	ランド	千円 (d. およびe. を除く。)
a. 資産総額	1,210,962,317	11,843,211
b. 負債総額	6,134,022	59,991
c. 純資産総額 (a - b)	1,204,828,295	11,783,221
d. 発行済口数	120,482,772,297口	
e. 一口当たり純資産価格 (c / d)	0.01	0.0978円

### Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる国際財務報告基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。（ただし、円換算部分を除く。）これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、ランドで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成27年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ランド=9.78円）で換算されている。なお、円未満の金額は四捨五入されている。

## 独立監査人の監査報告書

私どもは、ホライズン・トラストのシリーズ・トラストである南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下、「当ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2015年3月31日現在の財政状態計算書、及び同日をもって終了した事業年度の包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計方針の要約及びその他の補足情報から構成される注記について、監査を行った。

### 財務書類に関する経営者の責任

経営者は、国際財務報告基準に準拠して当該財務書類を作成し、公正に表示する責任を有している。また、経営者は、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能とするために必要な内部統制を策定する責任を有している。

### 監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて当該財務書類に対する意見を表明することにある。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないことについて合理的な保証を得るために、私どもが関連する倫理基準に準拠して監査を計画、実施することを求めている。

監査は、財務書類の金額及び開示に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。手続の選択は監査人の判断に委ねられ、不正または誤謬による財務書類の重大な虚偽表示のリスク評価が含まれる。当該リスク評価を行うにあたり、監査人は、当ファンドによる財務書類の作成及び公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは状況に応じて適切な監査手続を策定するためであり、当ファンドの内部統制の有効性についての意見表明が目的ではない。監査は、全体としての財務書類の表示方法とともに、経営者が採用した会計方針の適切性及び経営者による会計上の見積りの合理性についての評価を含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると確信している。

### 意見

私どもは、財務書類が全ての重要な点において、国際財務報告基準に準拠して、2015年3月31日現在の当ファンドの財政状態、並びに同日をもって終了した事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローを公正に表示しているものと認める。

KPMG

2015年9月15日



**KPMG**  
PO Box 493  
Century Yard  
Grand Cayman KY1-1106  
CAYMAN ISLANDS

Telephone: +1 345 949-4800  
Fax: +1 345 949-7164  
Internet: [www.kpmg.ky](http://www.kpmg.ky)

## **Independent Auditors' Report to the Trustee**

We have audited the accompanying financial statements of South African Rand Money Market Fund (the "Series Trust"), a series trust of Horizon Trust, which comprise the statement of financial position as at 31<sup>st</sup> March 2015, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### ***Management's Responsibility for the Financial Statements***

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatements, whether due to fraud or error.

### ***Auditors' Responsibility***

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with relevant ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Series Trust's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting principles used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### ***Opinion***

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 31<sup>st</sup> March 2015, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

September 15, 2015

(1) 貸借対照表

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド  
(ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)  
財政状態計算書  
2015年3月31日現在

	注記	2015年		2014年	
		(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
<b>資産</b>					
損益を通じて公正価値により 測定される金融資産	4, 7	965, 398, 505	9, 441, 597, 379	732, 745, 175	7, 166, 247, 812
現金及び現金同等物	5	243, 286, 625	2, 379, 343, 193	634, 247, 814	6, 202, 943, 621
債権	6	2, 277, 187	22, 270, 889	5, 669, 776	55, 450, 409
<b>資産合計</b>		<b>1, 210, 962, 317</b>	<b>11, 843, 211, 460</b>	<b>1, 372, 662, 765</b>	<b>13, 424, 641, 842</b>
<b>資本</b>					
資本受益証券	9	1, 204, 827, 722	11, 783, 215, 121	1, 333, 441, 500	13, 041, 057, 870
利益剰余金	10	573	5, 604	1, 161	11, 355
<b>資本合計</b>		<b>1, 204, 828, 295</b>	<b>11, 783, 220, 725</b>	<b>1, 333, 442, 661</b>	<b>13, 041, 069, 225</b>
<b>負債</b>					
債務	8	6, 134, 022	59, 990, 735	39, 220, 104	383, 572, 617
<b>負債合計</b>		<b>6, 134, 022</b>	<b>59, 990, 735</b>	<b>39, 220, 104</b>	<b>383, 572, 617</b>
<b>資本及び負債合計</b>		<b>1, 210, 962, 317</b>	<b>11, 843, 211, 460</b>	<b>1, 372, 662, 765</b>	<b>13, 424, 641, 842</b>

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

受託会社を代表して署名

〔署名〕

〔署名〕

日付：2015年9月15日

## (2) 損益計算書

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド  
(ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)

包括利益計算書

2015年3月31日に終了した事業年度

	注記	2015年		2014年	
		(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
利息収入	11	78,054,450	763,372,521	68,205,512	667,049,907
利息費用		(9,689)	(94,758)	(436)	(4,264)
損益を通じて公正価値により 測定されるトレーディング 目的保有の金融資産に係る 実現純利益		6,978	68,245	2,792	27,306
<b>投資純収益</b>		<b>78,051,739</b>	<b>763,346,007</b>	<b>68,207,868</b>	<b>667,072,949</b>
<b>費用</b>					
販売会社報酬	12	(4,995,177)	(48,852,831)	(5,056,014)	(49,447,817)
投資運用会社報酬	12	(4,986,407)	(48,767,060)	(5,050,827)	(49,397,088)
管理事務代行会社報酬 及び保管報酬	12	(1,696,868)	(16,595,369)	(1,769,832)	(17,308,957)
代行協会員報酬	12	(1,248,855)	(12,213,802)	(1,268,197)	(12,402,967)
法務費用及び印刷費用		(706,544)	(6,910,000)	(789,940)	(7,725,613)
管理会社報酬	12	(619,971)	(6,063,316)	(628,180)	(6,143,600)
監査報酬		(361,572)	(3,536,174)	(418,622)	(4,094,123)
受託会社報酬	12	(170,000)	(1,662,600)	(170,000)	(1,662,600)
その他の報酬及び費用		(143,040)	(1,398,931)	227,338	2,223,366
<b>費用合計</b>		<b>(14,928,434)</b>	<b>(146,000,085)</b>	<b>(14,924,274)</b>	<b>(145,959,400)</b>
<b>当期包括利益合計</b>		<b>63,123,305</b>	<b>617,345,923</b>	<b>53,283,594</b>	<b>521,113,549</b>

包括利益計算書に表示されたもの以外に計上された利益及び損失はない。

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド  
 (ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)

持分変動計算書

2015年3月31日に終了した事業年度

	資本受益証券		利益剰余金		合計	
	(ランド)	(円)	(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
<b>2014年</b>						
<b>4月1日現在</b>	<b>1,333,441,500</b>	<b>13,041,057,870</b>	<b>1,161</b>	<b>11,355</b>	<b>1,333,442,661</b>	<b>13,041,069,225</b>
当期包括利益合計	—	—	63,123,305	617,345,923	63,123,305	617,345,923
発行済資本受益証券	292,523,321	2,860,878,079	—	—	292,523,321	2,860,878,079
買戻資本受益証券	(421,137,099)	(4,118,720,828)	—	—	(421,137,099)	(4,118,720,828)
受益者に対して 宣言された分配金	—	—	(63,123,893)	(617,351,674)	(63,123,893)	(617,351,674)
<b>2015年</b>						
<b>3月31日現在</b>	<b>1,204,827,722</b>	<b>11,783,215,121</b>	<b>573</b>	<b>5,604</b>	<b>1,204,828,295</b>	<b>11,783,220,725</b>
<b>2013年</b>						
<b>4月1日現在</b>	<b>1,231,769,971</b>	<b>12,046,710,316</b>	<b>(785,545)</b>	<b>(7,682,630)</b>	<b>1,230,984,426</b>	<b>12,039,027,686</b>
当期包括利益合計	—	—	53,283,594	521,113,549	53,283,594	521,113,549
発行済資本受益証券	610,916,136	5,974,759,810	—	—	610,916,136	5,974,759,810
買戻資本受益証券	(509,244,607)	(4,980,412,256)	—	—	(509,244,607)	(4,980,412,256)
受益者に対して 宣言された分配金	—	—	(52,496,888)	(513,419,565)	(52,496,888)	(513,419,565)
<b>2014年</b>						
<b>3月31日現在</b>	<b>1,333,441,500</b>	<b>13,041,057,870</b>	<b>1,161</b>	<b>11,355</b>	<b>1,333,442,661</b>	<b>13,041,069,225</b>

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。



南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド  
 (ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)  
 キャッシュ・フロー計算書  
 2015年3月31日に終了した事業年度

	注記	2015年		2014年	
		(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>					
当期包括利益合計		63,123,305	617,345,923	53,283,594	521,113,549
営業資産及び負債の変動:					
損益を通じて公正価値により 測定される金融資産の(増加)／減少		(232,653,330)	(2,275,349,567)	311,631,684	3,047,757,870
債権の減少／(増加)*		1,305,320	12,766,030	(1,312,179)	(12,833,111)
債務の(減少)／増加*		(34,100,245)	(333,500,396)	179,661	1,757,085
営業活動により(使用された)／ 得られたキャッシュ純額		(202,324,950)	(1,978,738,011)	363,782,760	3,557,795,393
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>					
受益証券の発行による収入	14	244,951,278	2,395,623,499	566,913,994	5,544,418,861
受益証券の買戻による支出		(420,122,936)	(4,108,802,314)	(508,460,122)	(4,972,739,993)
受益者に対して支払われた分配金	14	(13,464,581)	(131,683,602)	(11,355,620)	(111,057,964)
財務活動により(使用された)／ 得られたキャッシュ純額		(188,636,239)	(1,844,862,417)	47,098,252	460,620,905
現金及び現金同等物の純変動額		(390,961,189)	(3,823,600,428)	410,881,012	4,018,416,297
現金及び現金同等物の期首残高		634,247,814	6,202,943,621	223,366,802	2,184,527,324
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>		<b>243,286,625</b>	<b>2,379,343,193</b>	<b>634,247,814</b>	<b>6,202,943,621</b>
<b>補足情報:</b>					
受取利息		78,245,104	765,237,117	70,645,977	690,917,655
支払利息		(9,689)	(94,758)	(436)	(4,264)

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

\*未収申込金及び未払償還金を含んでいない。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド  
(ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)  
財務書類の一部を構成する注記

## 1. 一般的情報

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下、「当ファンド」という。）は、受託会社とUTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド（以下、「管理会社」という。）との間で締結された、2008年10月17日付の基本信託証書及び補遺信託証書により設定されたホライズン・トラスト（以下、「当トラスト」という。）（ケイマン諸島のオープン・エンド型のアンブレラ型ミューチュアル・ファンド）のシリーズ・トラストである。当ファンドの別個のシリーズの受益証券が適宜発行される予定である。早期償還されなかった場合には、当ファンドの受益証券のそれぞれのクラスまたはシリーズは、受益証券のそれぞれのクラスまたはシリーズについて、ファンドの補遺信託証書の発行から150年後に強制的に償還される。当ファンドは、2008年12月3日の初回申込日の後、2008年12月8日に運用を開始した。

当ファンドの投資目的は、STeFI 3か月短期金融市場指標に準拠する利回り（手数料及び税金を含み、1年間で測定される。）を目標とすることである。当ファンドは、南アフリカの一連の短期金融市場商品に投資することにより、その投資目的の達成を追求する。当該資産は、銀行引受手形、社債、譲渡可能預金証書、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定利付譲渡可能預金証書、変動利付譲渡可能預金証書及び約束手形を含むが、それらに限定されるものではない。当ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。

当ファンドは、2008年10月17日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法第4条第1項（b）に基づき規制されるミューチュアル・ファンドとして登録され、同法の規定に従うこととなる。2015年3月31日及び2014年3月31日現在、当ファンドには従業員がいない。当ファンドの投資活動は、管理会社が管理している。

## 2. 重要な会計方針

当ファンドが採用した重要な会計方針は以下の通りである。

### 準拠する基準書

当財務書類は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）が発行した国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）及びIASBの国際財務報告解釈指針委員会が発行した解釈指針に準拠して作成されている。

### 表示の基礎

当財務書類は南アフリカ・ランド（以下、「ランド」という。）により表示されている。当財務書類は、損益を通じて公正価値により測定される金融資産に関して公正価値基準に基づいて作成されて

いる。その他の金融資産及び負債は償却原価により表示されている。資本受益証券は償還金額により表示されている。

IFRSに準拠した財務書類の作成は、経営者が、方針の適用並びに資産及び負債、収益及び費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことを要求している。見積り及び関連する仮定は、その状況において適切と考えられる過去の経験及びその他様々な要因に基づいている。その結果は、その他の情報源からは容易に入手できない資産及び負債の帳簿価額に関する判断を行うための基礎を形成する。実際の結果は当該見積りと異なる可能性がある。

見積り及びその基礎となる仮定は継続的に検討される。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された期間に認識される。

IFRSの適用にあたり、財務書類に重要な影響を及ぼす経営者の判断、及び翌事業年度の重要な修正に関して大きなリスクを伴う見積りについては、注記3及び4において説明されている。

### **公表されて、2014年1月1日以降に開始される期間から適用される基準及び解釈指針**

#### 投資事業体の連結に関する、IFRS第10号、12号及びIAS第27号の改訂

IFRS第10号、12号及びIAS第27号に対する改訂は、2014年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。これらの改訂により、多くのファンド及び類似の事業体は、その子会社のほとんどを連結することを免除される。IFRS第12号の改訂では、投資事業体が行う必要がある開示も導入されている。この改訂は、当ファンドの財政状態または業績に影響を及ぼしていない。

#### 資産と負債の相殺に関する、IAS第32号「金融商品：表示」の改訂

IAS第32号の改訂は、2014年1月1日以降に開始する事業年度及び当該事業年度の間中期から適用され、IAS第32号の相殺要件を明確にし、その適用の不一致に対処している。これには、「現在、相殺する法的に強制可能な権利を有する」という意味、及び総額決済システムのいくつかが純額決済に相当すると考えられることの意味を明確にすることが含まれる。この改訂は、当ファンドの財政状態または経営成績に影響を及ぼしていない。

### **公表された新基準、改訂及び解釈で、2014年4月1日以降に開始する事業年度に適用されず、早期適用もされていないもの**

#### IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号は、2014年7月に公表され、IAS第39号の現行の指針と置き換えられる。当該基準には、金融資産の減損の計算に関する新しい予想信用損失モデル及び新しい一般的なヘッジ会計要件など、金融商品の分類及び測定に関する指針の改訂が含まれる。当該基準には、IAS第39号からの金融商品の認識及び認識中止の指針も含まれている。

IFRS第9号は、2018年1月1日以降に開始する報告事業年度から適用され、早期適用が容認されて

いる。当初の評価に基づき、当該基準は当ファンドに重要な影響を及ぼさないと見込まれている。

#### IAS第24号「関連当事者についての開示」

IAS第24号は、報告事業体または報告事業体の親会社に対して主要な経営のための人材サービスを提供する事業体を関連当事者に含めるために、改訂された。報告事業体に請求する金額の開示が要求されている。当該基準は、2014年7月1日に開始する期間から適用される。当ファンドは現在、当該基準適用の影響を評価している。

#### IFRS第1号「IFRSの初度適用」

新基準が強制ではないが早期適用が容認される場合、IFRSを初めて適用する事業体が旧基準または新基準のいずれかを利用するかについて明確にするために（但し、同じ基準が表示される全期間に適用されることを条件とする）、IFRS第1号の判断基準が改訂された。当該基準は、2014年7月1日に開始する期間から適用される。当ファンドは現在、当該基準適用の影響を評価している。

### **外貨**

有価証券取引は、取引の約定日に財務書類に計上され、約定日の営業終了時の実勢為替レートによりランド（機能通貨及び表示通貨）に換算される。外貨建の貨幣性資産及び負債は期末日現在の実勢為替レートによりランドに換算される。有価証券の購入及び売却を含む期中の取引、収益及び費用は、取引日の実勢為替レートにより換算される。トレーディング業務から発生した為替差損益は、当事業年度の包括利益計算書に計上されている。

### **金融商品**

#### **(i) 分類**

IAS第39号に従い、当ファンドはその投資を、損益を通じて公正価値により測定される金融資産として分類している。損益を通じて公正価値により測定される金融資産の区分は、トレーディング目的保有の金融商品から構成されている。これらには、譲渡性預金証書、定期預金、割引債及び変動利付譲渡可能預金証書（NCD）が含まれる。当該商品は主に利益を得る目的により取得されるか、または引受けられる。

貸付金及び受取債権に分類される金融資産は、債権を含む。損益を通じて公正価値により測定されない金融負債は、債務を含む。

#### **(ii) 認識**

当ファンドは、金融資産及び金融負債を、当該商品の契約条項の当事者となる日に認識する。

金融資産の通常の購入は、約定日基準の会計処理に基づいて認識される。同日より、損益を通じて公正価値により測定されるものとして分類された金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する全ての収益及び損失は、包括利益計算書に計上される。金融商品の処分による実現損益は、先入先出法（FIFO）を用いて計算される。

### (iii) 測定

金融商品は、当初、公正価値（取引価格）に、金融資産の取得または金融負債の発行に直接起因する取引費用を加えた金額（損益を通じて公正価値により測定されない金融資産または金融負債の場合）により測定される。損益を通じて公正価値により測定された金融資産の取引費用は、包括利益計算書に計上される。当初認識後に、損益を通じて公正価値により測定するものに分類された全ての商品は、公正価値により測定され、公正価値の変動は包括利益計算書に計上される。

損益を通じて公正価値により測定されるもの以外の貸付金及び債権として分類された金融資産は、実効金利法に基づいた減損損失控除後（存在する場合）の償却原価により計上される。損益を通じて公正価値により測定されるもの以外の金融負債は、実効金利法に基づいた償却原価により測定される。

### (iv) 公正価値測定原則

「公正価値」とは、測定日において、当ファンドが当該日においてアクセスを有する主要な市場、または主要な市場がない場合は最も有利な市場で、秩序だった取引において、資産を売却または負債を移転するために受け払いする価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映する。金融商品の公正価値は、利用可能な場合、報告日現在の活発な市場における市場価格に基づいている。市場は、該当する資産または負債に関する取引が十分な頻度と取引量によって行われ、継続的に価格情報を提供する場合に、「活発」とみなされる。損益を通じて公正価値により測定される金融資産及び金融負債は、現在の最終取引価格で価格が決定される。

市場価格が利用可能ではない場合、公正価値は、報告日現在の市場金利により割引かれた将来キャッシュ・フローの現在価値として見積られる。

### (v) 認識中止

当ファンドは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、または金融資産を移転した場合で、かつ、当該移転がIAS第39号に従った認識中止に適切である場合に、金融資産の認識を中止する。金融負債は、契約により明示された義務が履行、取消、または失効された場合に認識が中止される。

### (vi) 特定の商品

#### 現金及び現金同等物

受託会社のG. A. S. (ケイマン) リミテッドは、スミトモ・ミツイ・トラスト (ユーケー) リミテッドを保管銀行に指名した。また、スミトモ・ミツイ・トラスト (ユーケー) リミテッドはブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (以下、「BBH」という。) をその副保管銀行に指名した。現金は最終的にファンドの取引銀行であるBBHにより保有されている。現金及び現金同等物は、BBHに預けられた満期まで3か月以内の現金、並びに投資明細表に詳細が記載されている預金から構成されている。

#### 利息収入及び費用

受取利息及び支払利息は、発生主義により、実効金利法に基づいて会計処理されている。

## 費用

費用は発生主義に基づいて会計処理されている。

## 税金

ケイマン諸島では収益または利益に係る税金がなく、当ファンドは、当トラストの設立日から50年間、現地における全ての所得、利益及び資本に係る税金を免除する旨の保証をケイマン諸島の総督から受けている。結果として、財務書類には税金費用が計上されていない。当ファンドは、一定の利息、配当及びキャピタル・ゲインに係る外国源泉徴収税の対象となる場合がある。

## 資本受益証券

当ファンドは、受益者の選択により償還可能な資本受益証券を発行し、IAS第32号に準拠して資本として分類している。資本受益証券の契約条件がIAS第32号に規定される厳格な基準を準拠できない内容に変更された場合、資本受益証券は、その商品が当該基準を満たさなくなった時点で金融負債に振替られる。金融負債は、振替られた日において、金融商品の公正価値により測定される。資本受益証券は、ファンドの募集要項に基づいて計算されたファンドの取引上の純資産価額（NAV）の比例持分に応じた現金を対価として、ファンドに対する償還請求が可能である。

2015年3月31日現在、資本として分類された純資産は、1,204,828,295ランドであった（2014年：1,333,442,661ランド）。

## 3. 金融商品及び関連するリスク

当ファンドの金融商品から発生する主要なリスクの概要は、以下の通りである。

### 市場リスク

市場リスクは、保有する金融商品の将来の価格に関する不確実性から発生する。これは、価格が変動する中で、市況の動向から当ファンドが被る可能性がある潜在的損失を示している。市場リスクは、価格リスク、通貨リスク及び金利リスクの3つのリスクから構成されている。

### 価格リスク

価格リスクは、個々の投資資産またはその発行者に固有の要因によって生じたかどうかにかかわらず、市場価格の変動（通貨リスクまたは金利リスクから発生したものを除く。）の結果、関連する商品の価値が変動するリスクである。価格リスクは、管理会社がデュレーション、信用リスク及び商品を分散したポートフォリオを構築することにより管理されている。

当ファンドの投資ポートフォリオの詳細は投資明細表に記載されている。

2015年3月31日現在、それぞれの投資価格が5%上昇し、外国為替相場が一定と仮定した場合、資本合計は、48,269,925ランド（4.01%）増加する（2014年：36,637,259ランド（2.75%））。

5%下落した場合は、その他変数が全て変わらないとすれば、総資本に対して上記と同額で逆方向の影響が生じる。

### 通貨リスク

通貨リスクは、非基準通貨のエクスポージャーが不利な方向に変動することにより当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を示している。全ての投資並びに現金及び現金同等物は当ファンドの基準通貨建であるため、財政状態計算書及び包括利益計算書が通貨の変動により重大な影響を受けることはない。したがって、感応度分析は行われていない。

### 金利リスク

金利リスクは、関連する金利が不利な方向に変動することにより当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を示している。確定利付証券の価値は金利情勢の変化により影響を受ける可能性があり、同時に変動金利証券及び銀行預金に係る未収入金も、金利変動の影響を受ける。

2015年3月31日及び2014年3月31日現在、契約上の金利更新日または満期日のいずれか早いほうにより分類された当ファンド投資資産の金利の詳細は、以下の通りである。

	2015年					
	1ヶ月未満 (ランド)	1-3ヶ月 (ランド)	4-12ヶ月 (ランド)	確定利付 (ランド)	無利息 (ランド)	合計 (ランド)
<b>資産</b>						
損益を通じて公正価値により測定される金融資産	317,010,473	317,045,269	125,000,000	197,886,545	8,456,218	965,398,505
現金及び現金同等物	1,986,625	—	—	241,300,000	—	243,286,625
債権	—	—	—	—	2,277,187	2,277,187
<b>資産合計</b>	<b>318,997,098</b>	<b>317,045,269</b>	<b>125,000,000</b>	<b>439,186,545</b>	<b>10,733,405</b>	<b>1,210,962,317</b>
<b>負債</b>						
債務	—	—	—	—	6,134,022	6,134,022
<b>負債合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>6,134,022</b>	<b>6,134,022</b>
<b>金利感応度ギャップ合計</b>	<b>318,997,098</b>	<b>317,045,269</b>	<b>125,000,000</b>	<b>439,186,545</b>	<b>該当せず</b>	<b>該当せず</b>
	2014年					
	1ヶ月未満 (ランド)	1-3ヶ月 (ランド)	4-12ヶ月 (ランド)	確定利付 (ランド)	無利息 (ランド)	合計 (ランド)
<b>資産</b>						
損益を通じて公正価値により測定される金融資産	60,999,940	264,004,495	142,999,117	257,400,071	7,341,552	732,745,175
現金及び現金同等物	147,814	—	—	634,100,000	—	634,247,814
債権	—	—	—	—	5,669,776	5,669,776
<b>資産合計</b>	<b>61,147,754</b>	<b>264,004,495</b>	<b>142,999,117</b>	<b>891,500,071</b>	<b>13,011,328</b>	<b>1,372,662,765</b>
<b>負債</b>						
債務	33,893,806	—	—	—	5,326,298	39,220,104
<b>負債合計</b>	<b>33,893,806</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>5,326,298</b>	<b>39,220,104</b>
<b>金利感応度ギャップ合計</b>	<b>27,253,948</b>	<b>264,004,495</b>	<b>142,999,117</b>	<b>891,500,071</b>	<b>該当せず</b>	<b>該当せず</b>

財政状態計算書日において、金利が0.5%上昇した場合、利益は3,805,212ランド増加することになる（2014年：2,171,288ランド）。金利が0.5%下落した場合には、逆方向に同額の影響が生じる。

当ファンドにおいては、変動利付投資に係る受取利息のベンチマーク金利は、JiBar 3 か月金利に基づいている。

### 流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高く財政が緊迫している場合に、当ファンドが投資ポジションの規模を合理的な価格により迅速に修正することができない可能性を示している。

当ファンドは、容易に換金可能な資産に投資しており、また、持分の純額の約5%の現金持ち越し残高を通常有している。当該残高は、既に把握している資金流出がある場合及び市場が混乱している場合増額される。市場が混乱している場合、当該資産の実現はより困難になる可能性がある。市場の混乱が観察される場合、それは管理会社によってモニタリングされ、管理会社が必要と看做す場合、管理会社はより満期の短い商品を保有し、現金持ち越し残高を増加させるよう試みる。

受益者の償還条件の詳細については、注記9を参照のこと。

資産の返済期限の詳細については、投資明細表に記載されている。

管理会社の意見では、2015年3月31日及び2014年3月31日に当ファンドが保有していた資産及び負債の大部分は、通常的环境下で1か月以内に換金または清算を行うことが可能なものである。

### 信用リスク

信用リスクは、取引相手先が当ファンドに対する契約条件に従った義務の履行をしなかった場合に、当ファンドが計上する損失により測定される。当ファンドは、取引を行う当事者の信用リスクに晒されることになり、また、決済が不履行になるリスクを負うことになる。当ファンドは、十分な経験、知識及び信用力を有する大手の契約相手先のみを選定している。全ての上場証券の取引は、認可されたブローカーを用いて引渡時の決済及び支払が行われる。売却された証券の引渡は、ブローカーが支払を受取った時点においてのみ行われるため、不履行のリスクは最小限であると考えられる。購入時の支払は、ブローカーが証券を受取った時点において行われる。オーバーナイト預金により保有されている現金は全て、一覧から選定された銀行において保有されている。銀行の破綻または支払不能によって、預金として保有している現金に関する当ファンドの権利について遅延または制限される可能性がある。管理会社は、スタンダード・アンド・プアーズ及びムーディーズにより報告された、当該銀行一覧の信用格付を監視している。

当ファンドの現金及び投資資産は、コール勘定を除き、BBHにより保管されている。BBHは、フィッチにより信用格付A+が付与されている。保管銀行またはBBHの破綻または支払不能によって、BBHに保管されている投資資産の債券に関する当ファンドの権利は、遅延または制限される可能性がある。



当ファンドの有価証券は、保管銀行が指名したグローバル副保管銀行において、保管銀行により分別管理方式で保管されている。従って、保管銀行またはその副保管銀行が破綻または支払不能となった場合、当ファンド保有の有価証券は分別されている。しかし当ファンドは、当ファンドの現金に関連して、副保管銀行の信用リスク、または保管銀行や副保管銀行が利用する預託先の信用リスクに晒されている。副保管銀行または預託先が支払不能または破綻となった場合、当ファンドの現金保有高に関して、当ファンドは副保管銀行または預託先の一般債権者として扱われることになる。

当ファンドが取引した全ての適格有価証券の評価を記録した全ての投資は、保全され、フィッチ社による格付の変更を記録するため、日次で管理会社によって監視される。格付の変更は全て管理会社に報告される。

以下の表は、信用格付別（フィッチによる）の、定期預金及び損益を通じて公正価値により測定される商品の投資比率による分布を示している。

	2015年		2014年
AA	51.08%	AA	82.52%
AAA	23.51%	AAA	16.95%
AA-	14.10%	AA-	—
A+	4.30%	A+	0.53%
A	4.04%	A	—
BBB	2.97%	BBB	—
	100.00%		100.00%

2015年3月31日及び2014年3月31日に終了した事業年度における、トレーディングにより達成された全ての投資利益及び損失は、包括利益計算書に計上されている。

#### 金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、認識された金額を相殺するための法的強制力のある権利が現在存在し、かつ、純額により決済する、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意思がある場合に限り相殺され、財政状態計算書上に純額で報告される。通常、マスター・ネットティング契約は、これには該当せず、関連する資産及び負債が財政状態計算書で総額表示される。

2015年3月31日及び2014年3月31日現在、当ファンドはマスター・ネットティング契約の対象ではない。

#### 4. 金融商品の公正価値

以下の表及び次ページの表は、公正価値が以下に基づき分析される、公正価値で認識される金融商品を示している。

- ・ レベル1：活発な市場における同一商品の（未調整の）公表相場価格
- ・ レベル2：直接（価格など）または間接的（価格から派生）に観察可能なインプットに基づく評価手法。このカテゴリーには、あまり活発でないといみなされる活発な市場での市場価格、または全ての重要なインプットが直接または間接的に市場データから観察可能であるその他の評価手法を用いて評価された金融商品が含まれる。
- ・ レベル3：重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。このカテゴリーには、観察可能なデータに基づかないインプットを含む評価手法を用いた金融商品、及び観察不能なインプットが当該商品の評価において重要な影響を持つ金融商品が含まれる。このカテゴリーには、類似の商品の相場価格に基づき評価されるが、金融商品間の差異を反映させるために重要な観察不能な調整または仮定が必要である金融商品が含まれる。

	2015年			
	レベル1 (ランド)	レベル2 (ランド)	レベル3 (ランド)	合計 (ランド)
<b>損益を通じて公正価値により 測定される金融資産</b>				
譲渡性預金証書	—	162,001,490	—	162,001,490
利息債権	—	8,456,218	—	8,456,218
割引債	—	35,885,055	—	35,885,055
変動利付譲渡可能預金証書	—	759,055,742	—	759,055,742
	—	<b>965,398,505</b>	—	<b>965,398,505</b>

	2014年			
	レベル1 (ランド)	レベル2 (ランド)	レベル3 (ランド)	合計 (ランド)
<b>損益を通じて公正価値により 測定される金融資産</b>				
譲渡性預金証書	—	170,999,085	—	170,999,085
利息債権	—	7,341,552	—	7,341,552
割引債	—	86,400,986	—	86,400,986
変動利付譲渡可能預金証書	—	468,003,552	—	468,003,552
	—	<b>732,745,175</b>	—	<b>732,745,175</b>

公正価値ヒエラルキーの投資のレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルに基づいている。年間を通じて、レベル間の振替はなかった。

損益を通じて公正価値測定されない金融商品は、短期の金融資産及び金融負債であり、その帳簿価額は公正価値に近似している。

## 5. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、BBHに預けられた満期まで3か月以内の現金1,986,625ランド（2014年：3,147,814ランド）、並びに投資明細表に詳細が記載されている預金241,300,000ランド（2014年：631,100,000ランド）から構成されている。

## 6. 債権

	2015年 (ランド)	2014年 (ランド)
未収銀行利息	1,097,145	2,402,465
ファンド受益証券の募集に関する未収入金	1,180,042	3,267,311
	<u>2,277,187</u>	<u>5,669,776</u>

## 7. 損益を通じて公正価値により測定される金融資産

	2015年 (ランド)	2014年 (ランド)
トレーディング目的保有：		
－譲渡性預金証書	162,001,490	170,999,085
－利息債権	8,456,218	7,341,552
－割引債	35,885,055	86,400,986
－変動利付譲渡可能預金証書	759,055,742	468,003,552
	<u>965,398,505</u>	<u>732,745,175</u>

## 8. 債務

	注記	2015年 (ランド)	2014年 (ランド)
購入投資未払金		—	33,893,806
未払報酬	12	3,642,876	3,848,425
未払分配金	14	174,865	175,755
ファンド受益証券の買戻に関する未払金		2,316,281	1,302,118
		<u>6,134,022</u>	<u>39,220,104</u>

## 9. 資本受益証券

	株式数	資本受益証券 (ランド)
2014年4月1日現在残高	133,344,150,034	1,333,441,500
発行済資本受益証券	29,252,332,114	292,523,321
買戻資本受益証券	(42,113,709,851)	(421,137,099)
<b>2015年3月31日現在残高</b>	<b>120,482,772,297</b>	<b>1,204,827,722</b>
2013年4月1日現在残高	123,176,997,146	1,231,769,971
発行済資本受益証券	61,091,613,655	610,916,136
買戻資本受益証券	(50,924,460,767)	(509,244,607)
<b>2014年3月31日現在残高</b>	<b>133,344,150,034</b>	<b>1,333,441,500</b>

受益証券は、ランド建受益証券1クラスのみが発行されている。受益証券は、適用される購入価格により任意の取引日に申込可能である。

当ファンドは、受益者の選択により償還可能な資本受益証券を発行しているが、当該受益証券はIAS第32号に基づいて資本に分類されている。買戻可能受益証券は、ファンドの純資産価額に応じた現金を対価として、各取引日において、ファンドによる買戻しが可能である。買戻可能な受益証券の帳簿価額は、財政状態計算書日時点で受益者がファンドに対して受益証券の買戻を求める権利を行使した場合に支払われる買戻価格である。

資本受益証券は、関連する取引日の午前8時（ダブリン時間）までに、または管理会社が設定したその他の期限までに買戻通知を提出することを条件として、毎日償還可能である。買戻通知が遅れた場合、買戻請求は次の取引日まで持ち越され、受益証券は当該取引日に適用される買戻価格により償還される。

## 10. 利益剰余金

	2015年 (ランド)	2014年 (ランド)
期首残高	1,161	(785,545)
当期包括利益合計	63,123,305	53,283,594
受益者に対して支払われた分配金	(63,123,893)	(52,496,888)
<b>期末残高</b>	<b>573</b>	<b>1,161</b>

## 11. 投資純収益

	2015年 (ランド)	2014年 (ランド)
損益を通じて公正価値により測定される トレーディング目的保有の金融資産からの受取利息	73,768,499	60,420,560
損益を通じて公正価値により測定されない 金融資産からの受取利息	4,285,951	7,784,952
	<u>78,054,450</u>	<u>68,205,512</u>

## 12. 報酬及び費用

### 受託会社報酬

受託会社は、当ファンドの資産の中から、年間170,000ランドの固定報酬を受取るが、当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いにより支払われる。

受託会社は、外部現金口座について、当ファンドの資産から14,000ランドの口座開設報酬も受取る。さらに受託会社は、当ファンドに関連して課されたまたは合理的な理由により発生した、政府または類似機関の手数料、料金、税金及び賦課金、並びに全ての合理的な立替費用を当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。また、受託会社は、受託会社及び管理会社との間で当ファンドの終了の合意がなされた場合の解約手数料を受領する権利を有する。

### 管理事務代行会社報酬及び保管報酬

管理事務代行会社は以下の料率によりファンドの資産から管理事務代行会社報酬を受取る。

1. 各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド以下の部分については年率0.10%
2. 各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド超2,000,000,000ランド以下の部分については年率0.09%
3. 各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、2,000,000,000ランド超の部分については年率0.08%

当該報酬は、当ファンドの管理事務代行サービスの規定に関連して、評価日に基づく日割計算により年間700,000ランドを最低報酬額として四半期毎に後払いで支払われる。保管銀行に対する報酬は管理事務代行会社が負担する。

また管理事務代行会社は、当ファンドに関連する証券決済指図1件につき150ランド、当ファンドに関連する資金移動1件につき100ランドの手数料を受取る。管理事務代行会社は、募集要項の改訂、当ファンドに対するサービス提供者の変更、当ファンドの構造の変更及び当ファンドの終了等（これらを含むが、これらに限定されない。）の場合にも、当ファンドの資産から管理事務代行契約に定め

る追加報酬を随時受領する権利を有する。

#### 管理会社報酬

管理会社は、当ファンドの資産から、当ファンドの純資産価額の年率0.05%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。また、管理会社は、管理会社が提供するサービスに関連して合理的に発生する立替費用について、当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。

#### 投資運用会社報酬

投資運用会社は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.40%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。また、投資運用会社は、投資運用会社が提供するサービスに関連して合理的に発生する立替費用について、当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。

#### 販売会社報酬

販売会社は、当ファンドの資産から、販売会社が獲得した申込者の受益証券に帰属する純資産価額の年率0.40%を上限とする報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.10%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。

#### その他の報酬及び費用

当ファンドに帰属する追加報酬及び費用（監査報酬、法務費用、コンサルタント報酬、取引手数料、広告費用、印刷費用及びその他の継続的な立替報酬及び費用を含むが、当該報酬及び費用に限定されない。）についても、当ファンドの資産から支払われる。また、当ファンドは、該当する税金についても負担する。

未払報酬は以下の通りである。

	2015年 (ランド)	2014年 (ランド)
受託会社報酬	41,917	41,697
管理事務代行会社報酬及び保管報酬	304,825	395,963
管理会社報酬	145,955	156,731
投資運用会社報酬	1,174,576	1,260,548
販売会社報酬	1,176,919	1,262,920
代行協会員報酬	294,190	315,630
その他の報酬及び費用	504,494	414,936
	<u>3,642,876</u>	<u>3,848,425</u>

### 13. 関連当事者間取引

財務上または業務上の決定を行う際に、ある当事者が他の当事者を支配する能力、または他の当事者に対して重要な影響力を行使する能力を有している場合に、これらは関連当事者であると看做される。管理会社及び関連会社は当ファンドと関連があると看做されている。当事業年度における関連当事者間で発生した報酬は、包括利益計算書において開示されている。当事業年度末における関連当事者に対する支払債務の金額は、注記12において開示されている。通常の事業過程において、それ以外の関連当事者との取引はなかった。

### 14. 分配方針

受託会社は、管理会社の助言に従い、各取引日において当ファンドに関する分配を宣言することができる。分配は、受益証券1口当たり純資産価格が、当該取引日に0.01ランド（基準値）を超えた場合にのみ宣言されるものとする。分配可能金額は、各取引日において受益証券1口当たり純資産価格を算定することにより、管理事務代行会社が決定するものとする。当ファンドから分配される受益証券1口当たりの金額は、関連する取引日の受益証券1口当たり純資産価格を基準値と同額に減額するために必要な金額とする。分配は、各取引日における最終の関連市場の営業終了直前、または管理会社が受託会社と協議の後随時決定する特定の日時に宣言されたと看做される。

受益証券1口につき分配される金額が計算され、小数点第8位未満は四捨五入される。受益者に対して支払われる総額は0.01ランド未満について四捨五入される。全ての端数調整金額は、当ファンドに帰属することとなる。2015年3月31日に終了した事業年度に受益者に対し宣言された分配金は、63,123,893ランド（2014年：52,496,888ランド）であった。

当ファンドの全ての受益者は、受益者が保有する受益証券口数に比例して、当ファンドが分配可能な分配金を請求する権利を有している。

分配は、投資家から申込金を受領した日から毎日発生する。したがって、受益者は決済日に宣言された分配を受領する権利を有することになる。分配の再投資日において、分配の再投資日当日またはそれ以前に宣言された全ての発生済かつ未払の分配（源泉徴収税及び受益者の居住国において支払が要求されるその他の税金（存在する場合）を控除後）が、分配の再投資日に決定される受益証券1口当たり純資産価格による追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資される。再投資における申込金の決済は、翌取引日に行われる。分配の再投資に関して支払われる初期手数料はない。また、端数の受益証券は発行されない。

分配の再投資日以前に受益証券の買戻しを請求する受益者に対しては、買戻しが行われる受益証券に関する分配（受益証券が買戻される取引日当日を含み宣言されたもの）が、買戻代金と共に現金により支払われる。月末の取引日に受益証券の買戻しを請求する受益者は、関連する取引日に、当該受益証券（受益者の請求により買戻しが行われる受益証券に係る分配金により前回の分配の再投資日に発行された受益証券の一部を含む。）が買戻されるものとし、買戻代金が宣言された分配と共に支払

われる。2015年3月31日に終了した事業年度に再投資された分配金は、49,659,312ランド（2014年：41,141,268ランド）であった。

## 15. 比較情報

前事業年度の情報の一部は、当事業年度の表示と一致させるために組替再表示されている。

## 16. 後発事象

2015年9月15日までに、受益者は当ファンドに対して合計158,218,400ランドの申込を行い、当ファンドから合計130,882,794ランドの償還を受けた。

その他、財務諸表上開示が必要な後発事象はない。



(3) 投資有価証券明細表等

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

(ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)

投資明細表 (未監査)

2015年3月31日現在

譲渡性預金証書	保有額面	公正価値 (ランド)	純資産比率 (%)
<b>南アフリカ</b>			
Absa Bank Ltd 6.70% 20-Apr-15	18,000,000	18,001,490	1.49
Absa Bank Ltd 6.90% 03-Aug-15	38,000,000	38,000,000	3.15
Firststrand Bank 6.725% 22-Apr-15	14,000,000	14,000,000	1.16
Firststrand Bank 6.80% 17-Sep-15	13,000,000	13,000,000	1.08
Investec Bank 6.78% 12-Aug-15	12,000,000	12,000,000	1.00
Nedbank Ltd 6.625% 21-May-15	13,000,000	13,000,000	1.08
Nedbank Ltd 6.625% 22-May-15	12,000,000	12,000,000	1.00
Nedbank Ltd 6.725% 16-Jul-15	13,000,000	13,000,000	1.08
Standard Bank of South Africa Ltd 6.575% 22-Jul-15	13,000,000	13,000,000	1.08
Standard Bank of South Africa Ltd 6.80% 11-Sep-15	16,000,000	16,000,000	1.33
		162,001,490	13.45
<b>譲渡性預金証書合計</b>		<b>162,001,490</b>	<b>13.45</b>
<b>割引債</b>			
<b>南アフリカ</b>			
South Africa T-Bill 0% 08-Apr-15	25,000,000	24,970,634	2.07
South Africa T-Bill 0% 15-Apr-15	10,940,000	10,914,421	0.91
		35,885,055	2.98
<b>割引債合計</b>		<b>35,885,055</b>	<b>2.98</b>
<b>変動利付譲渡可能預金証書</b>			
<b>南アフリカ</b>			
Absa Bank FRN 22-May-15	49,000,000	49,000,000	4.07
Absa Bank FRN 08-Jun-15	32,000,000	32,000,000	2.66
Absa Bank FRN 19-Jun-15	51,000,000	51,000,000	4.22
Absa Bank FRN 17-Jul-15	36,000,000	36,000,000	2.99
Absa Bank FRN 17-Aug-15	18,000,000	18,000,000	1.49
Absa Bank FRN 16-Oct-15	38,000,000	38,000,000	3.15
Firststrand Bank FRN 02-Apr-15	56,000,000	56,000,922	4.64
Firststrand Bank FRN 02-Apr-15	24,000,000	24,000,468	1.99
Firststrand Bank FRN 07-Apr-15	6,000,000	6,000,000	0.50
Firststrand Bank FRN 16-Apr-15	36,000,000	36,005,810	2.99

Firststrand Bank FRN 07-May-15	12,000,000	12,000,000	1.00
Firststrand Bank FRN 13-May-15	12,000,000	12,000,000	1.00
Firststrand Bank FRN 04-Jun-15	15,000,000	15,015,677	1.25
Firststrand Bank FRN 05-Jun-15	14,000,000	14,000,000	1.16
Firststrand Bank FRN 17-Sep-15	16,000,000	16,000,000	1.33
Investec Bank FRN 07-Aug-15	18,000,000	18,000,000	1.49
Investec Bank FRN 19-Aug-15	14,000,000	14,000,000	1.16
Nedbank FRN 01-Apr-15	51,000,000	51,000,000	4.22
Nedbank FRN 02-Apr-15	12,000,000	12,000,000	1.00
Nedbank FRN 07-Apr-15	39,000,000	39,002,847	3.24
Nedbank FRN 11-Jun-15	12,000,000	12,000,000	1.00
Nedbank FRN 30-Jun-15	12,000,000	12,000,000	1.00
Nedbank FRN 13-Jul-15	43,000,000	43,000,000	3.57
Nedbank FRN 22-Jul-15	20,000,000	20,000,000	1.66
Nedbank FRN 23-Jul-15	20,000,000	20,000,000	1.66
Standard Bank of South Africa FRN 25-May-15	46,000,000	46,029,592	3.82
Standard Bank of South Africa FRN 28-May-15	12,000,000	12,000,000	1.00
Standard Bank of South Africa FRN 01-Jun-15	12,000,000	12,000,000	1.00
Standard Bank of South Africa FRN 17-Jun-15	7,000,000	7,000,426	0.58
Standard Bank of South Africa FRN 08-Jul-15	12,000,000	12,000,000	1.00
Standard Bank of South Africa FRN 04-Sep-15	14,000,000	14,000,000	1.16
		<u>759,055,742</u>	<u>63.00</u>
<b>変動利付譲渡可能預金証書合計</b>		<b><u>759,055,742</u></b>	<b><u>63.00</u></b>
<b>利息債権</b>		<b><u>8,456,218</u></b>	<b><u>0.70</u></b>
<b>損益を通じて公正価値により測定される金融資産</b>		<b><u>965,398,505</u></b>	<b><u>80.13</u></b>
<b>預金（期間3か月以下）</b>			
<b>南アフリカ</b>			
コール勘定 Shinsei Absa Bank	900,000	900,000	0.07
コール勘定 Shinsei Citibank	7,500,000	7,500,000	0.62
コール勘定 Shinsei HSBC Bank	120,100,000	120,100,000	9.97
コール勘定 Shinsei Societe Generale	36,800,000	36,800,000	3.05
コール勘定 Shinsei Standard Chartered	2,000,000	2,000,000	0.17
定期預金 Deutsche Bank 6.05% 16-Apr-15	12,000,000	12,000,000	1.00
定期預金 HSBC 6% 01-Apr-15	12,000,000	12,000,000	1.00
定期預金 HSBC 6.05% 01-Apr-15	12,000,000	12,000,000	1.00
定期預金 HSBC 6.05% 08-Apr-15	24,000,000	24,000,000	1.99
定期預金 Citibank 6.125% 04-May-15	14,000,000	14,000,000	1.16
		<u>241,300,000</u>	<u>20.03</u>
<b>預金合計（期間3か月以下）</b>		<b><u>241,300,000</u></b>	<b><u>20.03</u></b>

#### IV. お知らせ

運用報告書（全体版）について電磁的方法により提供するための所要の信託証書変更を行いました。  
（変更適用日：2015年9月30日）